

滋賀県子ども基本条例周知・啓発事業委託に係る質問回答③

No.	質問	回答
1	実施要領7.(1)③概算見積書および④類似事業の取組実績に関する書類については、指定様式はなく、任意の形式での提出との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、いずれも指定様式はなく、任意の形式での提出となります。
2	仕様書5.(1)(ア)に「制作にあたっては、別添の『滋賀県子ども基本条例パンフレット』を基にする」とありますが、パンフレットのデザインテイストについても踏襲する必要があるかご教示ください。	パンフレットのデザインテイストについては、踏襲する必要はありません。なお、内容については当該パンフレットを基にしてください。
3	上記デザインテイストを踏襲する場合、パンフレットに使用されているイラストデータ等について、受注確定後にご提供いただくことは可能でしょうか。	デザインテイストのご質問については、上記の回答のとおり。パンフレットに使用されているイラストデータの提供については、小学生向けパンフレットに使用しているものに限り、受注確定後に提供可能です。
4	①小学生（4年生～6年生）向け動画 5分程度② 中高生向け動画 5分程度③ 大人向け動画、上記3種類のターゲット別動画のうち、審査において特にご覧になりたいものがございましたら、お知らせいただけますと幸いです。	いずれも重要であるため、実施要領のとおり企画提案書によりご提案をお願いします。特に、①小学生（4年生～6年生）向け、および②中高生向けについては、年代に応じた工夫が必要と考えております。